

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 19)

整理番号	108-24006	調製年月日・契機	令和7年3月28日				第116条第1項第1号	
所在地	江東区新木場二丁目 6 番 5 0		(地番)	江東区新木場二丁目 8 番 7 号		(住居表示)		
訂正年月日・契機								
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社春江 新木場リサイクルセンター(令和6年11月29日廃止)			面積	1,353.60 m ² (汚染地)	4,601.00 m ² (調査)		
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項								
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				舗装				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)								
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨								
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨								
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨								
備考								
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目			汚染状況調査の受託者	
	令和7年3月3日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			中央開発株式会社	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				

(環境確保条例第118条の2)

土壤污染情報公開台帳

(案件No. 19)

[illegible]